

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第2編 3－共通事項－7 (2)リ	第2編 3－共通事項－7 (2)リ	酒類の原料として取り扱わない物品にフィチン酸カルシウム及び硫酸銅を加えた。